株主各位

岡山市北区表町一丁目2番3号 はるやま商事株式会社 代表取締役 社長執行役員 治 山 正 史

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

このたびの熊本地震により被災されたみなさまに心からお見舞い申しあげます。 さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くだ さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日(月曜日)午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1.日 時 平成28年6月29日(水曜日)午前10時 **2.場 所** 岡山市北区表町一丁目2番3号

当社本社 4階会議室(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3.目的事項 報告事項

- 1. 第42期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第42期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計 算書類の内容報告の件

決議事項

職する 第**1号議案** 剰余金処分の件

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応策のための新株予約 権無償割当ての件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社 ウェブサイト(http://www.haruyama.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供 書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際 し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の 当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

1.企業集団の現況に関する事項

- (1) 当連結会計年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融 政策を背景に緩やかな回復基調をたどる一方、中国をはじめとした新興国で の景気後退、株価の下落、円高の影響などにより、先行き不透明な状況で推 移いたしました。

衣料品小売業界におきましては、天候不順の影響により客数が低迷したものの、客単価 (1人当たりの平均購入総額) が上昇基調で推移したこともあり、全般的に好調に推移いたしました。

当社グループにおきましては、差別化戦略の取り組みや積極的な出店が功を奏し、既存店を中心に客数が増加したことに加え、品質を重視した高機能、高価格商品の売れ行きが好調に推移いたしました。

このような環境のもと当社グループは、新しい商品カテゴリーとして、紳士服業界初となる「健康」をテーマとした「ストレス対策スーツ」を発売いたしました。この「ストレス対策スーツ」は各種メディアで話題になると同時に、お客様からも大変ご好評をいただきました。さらに、「ストレス対策シリーズ」の新商品として、ファイテン株式会社との共同で「ファイテンシリーズ商品」を開発いたしました。具体的には、「ストレス対策スーツ」や当社最大のヒット商品である完全ノーアイロンの「アイシャツ」に同社の技術を導入し、「ファイテンスーツ」や「ファイテンアイシャツ」などの開発に注力いたしました。当社は今後も「健康」を事業のキーワードとして新商品を開発するなど、様々な施策に取り組んでまいります。

また、レディス商品におきましては、従来の新入学生や新社会人向けだけでなく、キャリア向け商品の強化やレディスブランドフォーマル商品の充実など、幅広い女性のお客様にもご満足いただける売場づくりに取り組んでまいりました。

店舗施策では、ショッピングセンターへのテナント入居を中心に58店舗を 積極的に出店する一方で、契約期間満了や不採算などにより22店舗を閉店し た結果、当連結会計年度末の総店舗数は488店舗となりました。

また、「フォーエル」「TRANS CONTINENTS (トランスコンチネンツ)」において、ビジネス以外のカテゴリーの強化も積極的に実施しております。さらに、デザイナーズブランド「TETE HOMME (テット・オム)」「HALB (ハルプ)」などを展開する株式会社テット・オムの業績は、好調に推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高543億8千万円(前期比7.9%増)の増収になりました。また、営業利益23億5千2百万円(前期比51.6%増)、経常利益26億1千万円(前期比49.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益10億4千万円(前期比186.6%増)と、各段階利益においても大幅増益となりました。

セグメントの売上状況は次のとおりであります。

商品別	金額	構 成 比
重 衣 料 (スーツ・礼服)	千円 26, 329, 226	48. 4
中 衣 料 (ジャケット) スラックス)	5, 298, 040	9. 7
軽 衣 料 (ワイシャツ・ネクタイ) カジュアル・小物・その他)	21, 672, 206	39. 9
補修加工賃収入	880, 211	1.6
衣料品販売事業計	54, 179, 685	99. 6
そ の 他	200, 775	0.4
合 計	54, 380, 460	100.0

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の主なものは、新規 出店及び改装に係るものであり、店舗出店に係る差入保証金等を含め、総 額24億4千5百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達として重要なものはありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	第39期 平成25年3月期	第40期 平成26年3月期	第41期 平成27年3月期	第42期 (当連結会計年度) 平成28年3月期
売	上	高 (千円)	52, 371, 068	53, 493, 541	50, 401, 080	54, 380, 460
経	常利	益 (千円)	3, 126, 713	3, 579, 934	1, 752, 322	2, 610, 973
親会する	社株主に 当期純	帰属 (千円) 利益	1, 850, 655	1, 333, 546	363, 188	1, 040, 846
1 株	当たり当期	月純利益(円)	114. 21	82. 32	22. 36	64. 01
総	資	産 (千円)	57, 372, 417	59, 170, 715	60, 877, 706	60, 643, 251
純	資	産 (千円)	33, 255, 009	34, 397, 027	34, 431, 347	35, 156, 151
1 株	当たり純	資産額(円)	2, 053. 66	2, 118. 95	2, 116. 88	2, 160. 78

② 当社の財産及び損益の状況

	区	分	第39期 平成25年3月期	第40期 平成26年3月期	第41期 平成27年3月期	第42期 (当事業年度) 平成28年3月期
売	上	高 (千円)	50, 766, 737	51, 649, 897	47, 954, 203	50, 894, 985
経	常利	益 (千円)	3, 103, 732	3, 805, 518	1, 722, 759	2, 510, 653
当	期純利	益 (千円)	1, 842, 935	1, 408, 129	216, 399	942, 239
1 树	 ま当たり当期	純利益(円)	113. 73	86. 93	13. 32	57. 94
総	資	産 (千円)	56, 371, 710	58, 241, 398	59, 618, 035	58, 804, 766
純	資	産 (千円)	33, 379, 578	34, 524, 428	34, 494, 685	35, 120, 882
1 柞	朱当たり純資	資産額(円)	2, 061. 36	2, 126. 80	2, 120. 78	2, 158. 61

(3) 対処すべき課題

次期の見通しといたしましては、景気は緩やかな持ち直しの動きが期待されますものの、新興国経済の減速や消費税再増税などの懸念もあり、個人消費は先行き不透明のまま推移するものと予想されます。

こうしたなか、当社グループにおきましては、着実な新規出店を継続しつ つ、ブランド商品の強化、「健康」をテーマにした新しい機能商品の開発、レディス商品の品揃えの充実を通じて既存事業の競争力を強化し、さらなる 売上拡大を図ってまいります。

また、引き続きグループ全体のコンプライアンス体制の整備とリスク管理 体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に注力してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう お願い申しあげます。

(4) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

当社グループは、衣料品及びその関連洋品の販売を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループに係る位置づけ及びセグメントの関連は次のとおりであります。

会 社 名	主 な 事 業 内 容
当社 はるやま商事株式会社	衣料品販売事業(衣料品及びその関連洋品の販売) その他(100円ショップ事業等)
子会社 株式会社モリワン	衣料品販売事業(衣料品及びその関連洋品の販売)
子会社 株式会社テット・オム	衣料品販売事業 (衣料品及びその関連洋品の販売)
子会社 株式会社ミック	その他 (当社の広告代理業等)

(注) 当社は、平成28年3月6日をもって、100円ショップ事業から撤退いたしました。

(5) 主要な事業所及び店舗(平成28年3月31日現在)

① 当社

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号

店舗 425店舗(46都道府県)

北海道・東北エリア (31店舗)

 北海道
 5店舗
 青森県
 8店舗
 岩手県
 1店舗

 宮城県
 7店舗
 秋田県
 5店舗
 山形県
 1店舗

 福島県
 4店舗

関東エリア (70店舗)

茨 城 県 3店舗 栃 木 県 3店舗 群 馬 県 5店舗 埼 玉 県 15店舗 千 葉 県 9店舗 東 京 都 28店舗 神奈川県 7店舗

中部・北陸エリア (47店舗)

 新 潟 県 11店舗
 富 山 県 2店舗
 福 井 県 4店舗

 山 梨 県 2店舗
 長 野 県 2店舗
 岐 阜 県 1店舗

 静 岡 県 14店舗
 愛 知 県 11店舗

近畿エリア (127店舗)

三 重 県 8店舗 滋 賀 県 11店舗 京 都 府 15店舗 大 阪 府 44店舗 兵 庫 県 33店舗 奈 良 県 8店舗 和歌山県 8店舗

中国エリア (59店舗)

四国エリア (29店舗)

徳 島 県 5店舗 香 川 県 9店舗 愛 媛 県 10店舗 高 知 県 5店舗

九州エリア (62店舗)

福 岡 県 18店舗 佐 賀 県 2店舗 長 崎 県 7店舗 熊 本 県 10店舗 大 分 県 6店舗 宮 崎 県 6店舗 鹿児島県 7店舗 沖 縄 県 6店舗

② 子会社

イ. 株式会社モリワン

本社 石川県野々市市御経塚三丁目8番地 店舗 13店舗(6県)

神奈川県 1店舗 新潟県 2店舗 富山県 4店舗 福井県 1店舗 石川県 3店舗 滋賀県 2店舗

ロ、株式会社テット・オム

本社 東京都渋谷区猿楽町2番1号

店舗 50店舗(16都道府県)

北海道・東北エリア (6店舗)

北海道 3店舗 宮城県 2店舗 福島県 1店舗

関東エリア (18店舗)

埼玉県 4店舗 東京都 11店舗 神奈川県 3店舗

中部・北陸エリア (7店舗)

石川県 2店舗 静岡県 2店舗 愛知県 3店舗

近畿エリア (14店舗)

三 重 県 1店舗 京 都 府 1店舗 大 阪 府 10店舗

兵庫県2店舗中国エリア(3店舗)

岡山県 1店舗 広島県 2店舗

九州エリア (2店舗)

福岡県 2店舗

ハ. 株式会社ミック

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号

(6) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
衣料品販売事業	1, 310 (919)	90 (△48)
そ の 他	7 (15)	△1 (△1)
全社 (共通)	43 (2)	3 (-)
合 計	1, 360 (936)	92 (△49)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数は当連結会計年度の平均人員(1人当たり1日8時間換算)を()外数で記載しております。
 - 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
 - 3. 上記従業員のほかに、嘱託社員139名を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1, 273 (895)	80 (△55)	33. 4	10.3

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、当事業年度の平均人員(1人当たり1日8時間換算)を()外数で記載しております。
 - 2. 上記従業員のほかに、嘱託社員133名を雇用しております。

(7) 親会社及び子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会	社モリ	リワン		50百	万円	100.0%	衣料品販売事業
株式会社	土テット	・オム		50		100.0	衣料品販売事業
株式:	会社ミ	ック		30		100.0	広告代理業等

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式	会 社 四 国	銀行		2, 080, 0	000千円
株式	会 社 中 国	銀行		1, 180, 0	000
株式会	会社 三 井 住 方	ま 銀 行		700, 0	000
三井住	友信託銀行株	式 会 社		400, 0	000
株式	会社トマト	銀行		360, 0	000
株式	会 社 百 十 四	銀行		360, 0	000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 55,000,000株

② 発行済株式の総数 16,485,078株 (うち自己株式 220,984株)

③ 株主数 20,324名

④ 大株主(上位10名)

	株	主		名		持	株数	持株比率
治	Щ		正		史	2,	294,072 株	14. 10 %
治	Щ		正		次	1,	759, 456	10.81
治	Щ		邦		雄	1,	498, 722	9. 21
有 限	会社岩	判コーポ	レー	ショ	ン	1,	324, 500	8. 14
株	式 会	社 四	国	銀	行		755, 040	4. 64
は	るやま	取 引	先 持	株	会		466, 200	2.86
は	るやす	走 社 員	持	株	会		440, 225	2.70
治	Щ		美	智	子		358, 892	2. 20
岩	渕		典		子		349, 900	2. 15
株	式 会	社 中	国	銀	行		313, 020	1. 92

⁽注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	第4回新株予約権	30個	1名
取締役(社外取締役を除く)	第5回新株予約権	20個	1名

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

地 位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表取締行社長執行役員	2	台 山	正	史	SC営業本部・商品本部・管理本部管掌、 新規事業部・社長室・コンプライアンス 室・内部監査室担当 株式会社ミック 代表取締役社長
取 締 7 執 行 役 J	1	尹 藤		卓	営業本部・開発本部管掌
取 締 行 教 行 役 身	1	町 部	勝	之	経営本部管掌、経理部長
取締	£ 1	公 田	良	成	弁護士 日本商業開発株式会社 社外取締役 株式会社へリオス 常務取締役
常勤監査	ž /	左 藤	晃	司	
監 査 往	と 月	熊 谷	茂	實	税理士
監 査 征	į į	þ JII	雅	文	公認会計士 株式会社サンマルクホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 取締役松田良成氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に 独立役員として届け出ております。
 - 2. 監査役熊谷茂實氏及び中川雅文氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 3. 監査役熊谷茂實氏は税理士の資格を有しており、また、監査役中川雅文氏は公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
 - (1) 松田良成氏は、平成27年6月26日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
 - (2)平成27年6月26日開催の第41回定時株主総会において、松田良成氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - (3)平成27年6月26日開催の第41回定時株主総会において、中川雅文氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
 - 5. 当事業年度末日後の取締役の異動

平成28年4月1日現在の取締役の担当は、次のとおりとなりました。

	氏	名		担当
治	Щ	正	史	商品本部・管理本部・コンプライアンス室管掌、内部 監査室担当
伊	藤		卓	営業本部・開発本部管掌、はるやま事業部長
岡	部	勝	之	経営本部管掌、経理部長

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

	区				分		支給人員(名)	支給額 (千円)
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)	4 (1)	83, 065 (3, 600)
監 (う	ち	社	查外	監	查	役 役)	4 (3)	12, 900 (6, 900)
	合				計		8	95, 965

- (注) 1. 平成17年6月29日開催の株主総会の決議による取締役報酬限度額(使用人分は含まず)は年額300,000千円、監査役報酬限度額は年額30,000千円であります。
 - 2. 監査役の支給人員には、当事業年度中に退任いたしました社外監査役1名が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	松田良成	当事業年度において平成27年6月26日に監査役を退任するまでに開催された取締役会6回のうち4回、監査役会3回のうち2回に出席いたしました。また、同日の取締役就任以降に開催された取締役会15回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地かつ客観的で広範な視野からの助言・提言を行っております。
社外監査役	熊谷茂實	当事業年度開催の取締役会21回のうち20回、監査役会 12回のうち全回に出席し、主に税理士としての専門的見 地に加え、経営の健全性やコンプライアンス確保のため の豊富な実績と見識に基づき意見を述べるなど、助言・ 提言を行っております。
社外監査役	中川雅文	平成27年6月26日の就任以降に開催された取締役会 15回のうち13回、監査役会9回のうち8回に出席し、主 に公認会計士としての豊富な専門知識・経験を活かし て、中立的な立場から意見を述べるなど、社外監査役と しての機能を適切に発揮しております。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定め、当社と社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名 称 京都監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		25, 0	000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額		28,0	000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見 積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会 計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業 務であるアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任 に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役及び監査役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとお りであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス室を設置しております。コンプライアンスの推進については、「はるやまグループ行動規範」の策定をはじめ、コンプライアンス室を中心にモニタリングを実施し、リスク発生防止に努め、当社及び子会社の取締役・従業員等がそれぞれの立場で、コンプライアンスを自らの問題と捉え業務に当たるよう、研修等を通じてその遵守を推進しております。

また、当社及び子会社は、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とした、従業者からの組織的又は個人的な法令等違反行為などに関する相談又は通報に対する適正な処理の仕組みを「内部通報規程」に定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図っております。

加えて当社及び子会社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や 当該勢力による被害を防止するための体制を定めており、その概要は次のと おりであります。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

反社会的勢力及び団体との関係を持つことは、法令等に違反することを「はるやまグループ行動規範」「コンプライアンス基本規程」、各種会議体及び研修等を通じて全従業者に周知徹底し、決して関係を持たないこととするとともに、有事の際は、速やかにコンプライアンス室へ報告・相談を行うものとし、当該部署の責任者から担当取締役を通じて各役員へ報告するものとしております。また不当な要求がなされた場合には、顧問弁護士・警察等に相談し協力体制を整備するとともに、不当要求に対しては、断固拒否し毅然とした態度で対応することとしております。また「経営危機管理マニュアル」に基づき、取締役社長を本部長とする対策本部を設置するものとしております。

反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守及びリスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることとしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・「文書管理マニュアル」その他関連する規程等に基づき、 取締役の職務執行に係る情報(取締役会議事録・稟議書及びそれら関連する 資料、会計帳簿・会計伝票等の決算資料及びその他の情報等)は適切に保存 及び管理を行っております。また、取締役・監査役及びそれらに指名された 従業員はいつでもこれらの情報を閲覧できることとしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、「リスク管理規程」「経営危機管理マニュアル」を策定しリスク管理を行っております。リスク管理の全社的推進とその管理に必要な情報の共有化を図るためコンプライアンス・リスク委員会を設置し、リスクの識別・分類・分析・評価・対応を主とした統制活動をコンプライアンス室・内部監査室と連携して行うこととしております。

なお、重大な経営危機が発生した場合は、取締役社長を本部長とした対策 本部を設置し、迅速な対応を行うこととしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能をより強化し経営効率をさらに向上させるため、取締役会のほかに取締役・執行役員及び担当部長が出席する執行役員会や幹部共有等の会議を、随時開催しております。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算方針を立案し、全社的な目標を設定しております。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、平成11年7月より執行役員制度を導入し、意思決定と業務執行の迅速化を進めております。現在、取締役を兼務していない執行役員は5名であります。

子会社は、取締役会等を少なくとも3ヶ月に1回開催し、取締役等の職務の執行に係る事項について、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会に報告又は承認を得ることとしております。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制

コンプライアンス室・内部監査室は、連携して当社及び子会社の事業活動に関し、法令及び定款に適合することを確保するため、業務の適正性と効率性の向上策をはるやまグループ全体で推進し、必要に応じてそれらのモニタリングを行うこととし、その結果については、適官、取締役会へ報告するもの

としております。

また、内部統制システム構築を充実したものにするため、取締役社長をは じめとする各取締役・従業員は、「職務分掌権限規程」「職務分掌権限一覧 表」に従い業務を遂行し、業務の適正性・効率性を確保し、はるやまグルー プ全体で企業価値の向上に取り組むこととしております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では現在、監査役の職務遂行を補助すべき従業員を配置しておりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。その人事異動及び人事考課については、担当取締役は監査役と事前に協議し、了解を得ることとしております。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示 の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフの独立性については、「監査役監査基準」に基づき、監査 役から監査役監査の職務を補助することの要請を受けた従業員は、その要請 に関する業務については、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものと しております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告 に関する体制

取締役社長をはじめとする当社及び子会社の取締役・従業員並びに子会社の監査役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき又はこれらの者から報告を受けたときは、法令等に従い、直ちに監査役へ報告するものとしております。

なお、上記の報告を理由とする当該通報者への不利益な取り扱いは一切禁止しております。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項当社は、監査役がその職務の執行について、公認会計士、弁護士その他外部専門家に対する相談費用を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないことが明らかである場合を除き、速やかにその費用又は債務を処理することとしております。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取 締役会のほか、各種会議体や委員会に適宜出席するとともに、主要な稟議書 その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役・従業員 にその説明を求めることとしております。

また、取締役社長と監査役会との間で定期的に活発な意見交換会を実施 し、経営の健全化に努めております。

効率的かつ実効的な監査役監査を行うため、必要に応じて、顧問弁護士・会計監査人やコンプライアンス室と適宜、意見交換・情報交換等を行い、連携強化に努めております。

当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役執行役員3名と取締役を兼務していない5名の執行役員で構成する執行役員会を週1回開催し、意思決定と業務執行の迅速化という観点から、取締役会を補完してまいりました。また、担当部長以上で構成する「幹部共有」を月に1回開催し、決定事項の確認と社内外の情報の共有を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報については、適切に保存、管理しており、 その他内部情報の管理や情報セキュリティに関して随時委員会を開催し、そ の都度、協議内容と結果を取締役会へ報告しております。

②法令遵守及びリスク管理について

月に1回、コンプライアンス・リスク委員会を開催し、法令及び損失の危険に関する問題点の洗い出しを行い、適宜、対応・解決してまいりました。また、コンプライアンス室が中心となり、モニタリングを実施し、その結果について定期的に取締役会へ報告するほか、当社及び子会社の取締役・従業員等に対して、企業法務に関する研修や情報発信を行うなど、法令遵守を推進しております。さらに、内部通報制度を通じて不正行為等の早期発見と是正を図ってまいりました。

③子会社の管理について

子会社の事業活動に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、月に1回 業績の状況を、四半期に1回決算の状況を、それぞれ当社取締役会へ報告す るとともに、重要案件に関しては、必要に応じて当社取締役会の承認を得て おります。

④監査役の監査体制について

当社の監査役会は3名(うち2名は独立社外監査役)で構成されており、 月に1回開催される定例取締役会の前に監査役会を開催し、取締役会決議事 項に関する意見交換や業績等の推移に関する情報交換を行ってまいりました。

監査役は、取締役会議事録、稟議書などの重要書類について、何時でも閲覧できるほか、取締役会はもちろん、必要に応じて「幹部共有」等の重要な会議やコンプライアンス・リスク委員会、内部情報管理委員会にも出席し、適宜適切なアドバイスを行う一方で、当社及び子会社の取締役・従業員並びに子会社の監査役から、業務の報告、重要情報の提供を受けております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の 概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えます。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者として最適であるか否かは、最終的には当社株主の総体意思に基づき判断されるべきものであると考えます。しかしながら、株式等の大量買付や買収提案の中には、株主の皆様に買収提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供することのないもの、その目的等からみて対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主の皆様に株式等の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような大量買付や買収提案を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、地域に密着し、紳士服等のファッション衣料品の販売を通じてライフスタイルを提案する専門店チェーンとして、「より良いものをより安く」の創業理念のもと、「お客様第一主義」を経営理念とし、お客様に最高のご満足を感じていただくため、高品質・高機能商品の企画、開発、販売に努めてまいりました。また、お客様のご意見、ご要望を最優先に考え、適時に顧客サービスに反映させる経営の実践にも努めてまいりました。さらに、季節、歳時記、商品特性などに対応した売り場等の演出や、多様化するニーズに対応した商品の提供などを通じた既存店の活性化に努め、引き続きお客様にご満足いただける当社独自の魅力を創造してまいります。また、当社は、ローコスト経営の実現、財務体質の改善・強化、スピーディかつ柔軟な組織への変革といった経営課題に果敢に挑戦するとともに、人や環境に優しい地域社会づくりに貢献するため、クールビズやウォームビズに対応した商品の開発、提供に積極的に取り組み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の一層の

向上に努めております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の企業価値の最大化と 健全性の確保を実現させるために企業活動を規律する仕組みであって、経営 上もっとも重要な課題のひとつと位置づけております。当社は、執行役員制 度を採用しており、迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による取締役会 の活性化を図るとともに、取締役と執行役員の役割、責任を明確化し、経営 の透明性を高めるよう努めております。また、社会の構成員としての企業人 に求められる価値観・倫理観を社内で共有し、企業の創造的な発展と公正な 経営を実現するため、コンプライアンス・リスク委員会において、社内への コンプライアンスの浸透、経営上のリスク事案の評価等を行い、適宜取締役 会へ報告しております。加えて当社は、監査役制度を採用しており、現行の 3名の監査役のうち2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役でありま す。監査役会は、経営監視機能をより適正かつ効率的に行えるよう、必要に 応じて、顧問弁護士・公認会計士や内部監査室・コンプライアンス室との意 見交換を行うほか、取締役会ではそれぞれの事案の適法性・妥当性について 客観的な意見を積極的に述べるなど、経営の透明性・公正さに対する監視を 行っております。

このように経営の効率化、健全化をより積極的に進める一方、経営の公正 さを高め、コーポレート・ガバナンスの強化に継続して努めることにより、 企業価値の最大化を図ってまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が 支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるための取組みとして平成25年6月開催の当社定時株主総会において、株主の皆様から「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)のご承認を賜り、継続いたしております。

本プランは当社株式等の20%以上を買収しようとする者が現れた場合に、 買収者に事前に情報提供を求める等、本プランの目的を実現するための必要 な手続きを定めております。 買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランを発動又は不発動が決議された場合に、当該決議以降に限り、当社株式等の 大量買付等を行うことができるものとしております。

買収者が本プランに定めた手続きに従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等で、本プランに定める発動の要件を満たす場合には、当社は、買収者等(買収者及び一定の関係者)による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期限は当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

④本プランが、株式会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、①買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に導入しているもので あること、③株主意思を重視するものであること、④独立性の高い社外者の 判断を重視するものであること、⑤合理的な客観的要件が設定されているこ と、⑥デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと、の 理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損な うものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではない と考えております。

本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト (アドレス http://www.haruyama.co.jp/) に掲載しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28, 391, 551	流動負債	18, 273, 227
現金及び預金	9, 125, 354	支払手形及び買掛金	9, 339, 824
受取手形及び売掛金	134, 839	短 期 借 入 金	400,000
商品	13, 792, 305	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	1, 560, 000
貯 蔵 品	58, 546	リース債務	340, 101
繰延税金資産	694, 429	未 払 金	2, 551, 932
未 収 入 金	3, 837, 849	未払法人税等	1, 233, 436
そ の 他	750, 488	ポイント引当金	687, 102
貸 倒 引 当 金	$\triangle 2,262$	店舗閉鎖損失引当金	123, 795
固定資産	32, 251, 699	資産除去債務	1, 984
有形固定資産	20, 817, 918	そ の 他	2, 035, 050
建物及び構築物	7, 260, 169	固 定 負 債	7, 213, 872
車 両 運 搬 具	426	長 期 借 入 金	3, 529, 047
工具、器具及び備品	1, 160, 778	リース債務	556, 081
土 地	11, 733, 840	退職給付に係る負債	1, 306, 668
リース資産	647, 129	資 産 除 去 債 務	1, 148, 466
建設仮勘定	15, 573	長期預り保証金	347, 374
無形固定資産	245, 836	そ の 他	326, 233
のれん	17, 974	負 債 合 計	25, 487, 099
リース資産	98, 711	(純 資 産 の 部)	
その他	129, 150	株主資本	35, 038, 608
投資その他の資産	11, 187, 944	資本金	3, 991, 368
投資有価証券	536, 002	資本剰余金	3, 862, 125
長期貸付金	274, 291	利益剰余金 自己株式	27, 424, 585 △239, 470
操延税金資産	2, 613, 328	自 己 株 式 その他の包括利益累計額	104, 452
差入保証金	7, 425, 347	その他有価証券評価差額金	104, 452
そ の 他	356, 778	新株予約権	13, 090
貸倒引当金	△17, 804	純 資 産 合 計	35, 156, 151
資産合計	60, 643, 251		60, 643, 251
H H	00, 0.0, 201	7 7 TO 7 TO 11	55, 5.5, 201

⁽注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

<u>連 結 損 益 計 算 書</u> (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

科目	金	額
売 上 高		54, 380, 460
売 上 原 価		22, 794, 522
売 上 総 利 益		31, 585, 937
販売費及び一般管理費		29, 233, 134
営 業 利 益		2, 352, 802
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20, 329	
受 取 配 当 金	11, 992	
受 取 地 代 家 賃	311, 189	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	25, 028	
貸倒引当金戻入額	5, 657	
そ の 他	117, 424	491, 621
営業 外費用		
支 払 利 息	67, 666	
賃 貸 費 用	132, 029	
そ の 他	33, 753	233, 450
経 常 利 益		2, 610, 973
特別利益		
固定資産売却益	55, 119	
新株予約権戻入益	266	
リース解約益	46, 451	101, 836
特別損失		
固定資産除売却損	103, 570	
減損損失	365, 847	
関係会社清算損	4, 821	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	16, 076	E00.000
その他	13, 493	503, 808
税金等調整前当期純利益	1 970 410	2, 209, 001
法人税、住民税及び事業税 法 人 税 等 調 整 額	1, 279, 410	1 160 154
法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益	△111, 255	1, 168, 154 1, 040, 846
親会社株主に帰属する当期純利益		1, 040, 846
		1, 040, 040

⁽注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

							(十四・111)
				株	主 資	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高		3, 991	, 368	3, 862, 125	26, 638, 902	△245, 408	34, 246, 988
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当					△252, 008		△252, 008
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1, 040, 846		1, 040, 846
自己株式の取得						△22	△22
自己株式の処分					△3, 155	5, 960	2, 805
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)							
連結会計年度変動額合計			_	-	785, 682	5, 937	791, 620
当連結会計年度末残高		3, 991	, 368	3, 862, 125	27, 424, 585	△239, 470	35, 038, 608

	その作	也の包括利益身	累計 額		
	その他有価証券 評	繰延ヘッジ損益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	170, 558	59	170, 618	13, 741	34, 431, 347
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△252, 008
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1, 040, 846
自己株式の取得					△22
自己株式の処分					2, 805
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△66, 105	△59	△66, 165	△651	△66, 816
連結会計年度変動額合計	△66, 105	△59	△66, 165	△651	724, 803
当連結会計年度末残高	104, 452	_	104, 452	13, 090	35, 156, 151

⁽注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)	亚 帜	(負債の部)	亚 帜
一 、	27, 477, 752	一流動負債 一流動負債	17, 127, 080
現金及び預金	8, 972, 276	支払手形	26, 670
受 取 手 形	80	買 掛 金	8, 759, 342
売 掛 金	62, 985	1年内返済予定長期借入金	1,500,000
商品	12, 935, 224	リース債務	336, 262
貯 蔵 品	53, 981	未 払 金	2, 563, 378
前払費用	686, 202	未払消費税等	524, 356
操延税金資産	662, 106	未 払 費 用	1, 294, 781
関係会社短期貸付金	340, 000	未払法人税等	1, 212, 700
未 収 入 金	3, 692, 803	預 り 金	26, 665
その他	72, 590	ポイント引当金	656, 885
貸倒引当金	∆498	店舗閉鎖損失引当金	123, 795
	31, 327, 014	資産除去債務	1, 984
有形固定資産	20, 041, 906	設備関係支払手形	7, 419
建物	6, 289, 105	その他	92, 837
構築物	771, 823	固定負債	6, 556, 803
車両運搬具	0	長期借入金リース債務	2, 989, 047
工具、器具及び備品	1, 114, 985	リース債務 退職給付引当金	542, 645
上 共、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1, 114, 965		1, 267, 153 1, 084, 348
リース資産	647, 129	長期預り保証金	347, 374
建設仮勘定	13, 020	そ の 他	326, 233
#	211, 154		23, 683, 884
		(純資産の部)	20, 000, 001
商標権 ソフトウェア	10, 527	株主資本	35, 003, 339
	106, 090	資 本 金	3, 991, 368
ソフトウェア仮勘定	10, 476	資本剰余金	3, 862, 125
リース資産	82, 716	資 本 準 備 金	3, 862, 125
施設利用権	1, 343	利 益 剰 余 金	27, 389, 316
投資その他の資産	11, 073, 953	利益準備金	560,000
投資有価証券	536, 002	その他利益剰余金	26, 829, 316
関係会社株式	207, 200	配当平均積立金	1, 420, 000
長期貸付金	273, 941	別途積立金	24, 470, 000
従業員に対する長期貸付金	350	繰越利益剰余金	939, 316
長期前払費用	245, 693	自己株式	△239, 470
操延税金資産	2, 536, 074	評価・換算差額等	104, 452
差入保証金	7, 181, 443	その他有価証券評価差額金	104, 452
そ の 他	111, 051	新株予約権	13, 090
貸倒引当金	△17, 804	純 資 産 合 計	35, 120, 882
資産合計	58, 804, 766	負債・純資産合計	58, 804, 766

⁽注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

<u>損</u> 益 計 算 書 (平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		(単位:十円)
科 目	金	額
売 上 高		50, 894, 985
売 上 原 価		21, 242, 294
売 上 総 利 益		29, 652, 690
販売費及び一般管理費		27, 409, 879
営 業 利 益		2, 242, 810
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27, 167	
有 価 証 券 利 息	159	
受 取 配 当 金	11, 992	
受 取 手 数 料	4, 067	
受 取 地 代 家 賃	314, 175	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	25, 028	
貸倒引当金戻入額	5, 657	
そ の 他	105, 547	493, 796
営業 外費 用		
支 払 利 息	60, 707	
賃 貸 費 用	132, 029	
そ の 他	33, 216	225, 953
経 常 利 益		2, 510, 653
特 別 利 益		
固定資産売却益	55, 119	
新株予約権戻入益	266	
リース解約益	46, 451	101, 836
特別損失		
固定資産除売却損	96, 808	
減 損 損 失	365, 847	
関係会社清算損	4, 821	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	16, 076	
そ の 他	13, 493	497, 046
税引前当期純利益		2, 115, 443
法人税、住民税及び事業税	1, 224, 431	
法 人 税 等 調 整 額	△51, 227	1, 173, 203
当期純利益		942, 239

⁽注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

Г							株		主	資		本		
					資本乗	自余金	利	益	剰	余	金			
					資本金		咨太利今分		その)他利益剰系	全金	利益剰余金	自己株式	株主資本 計
						資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	配当平均積 立 金	別 途積立金	繰越利益	合計		п ы
当	期	首	残	高	3, 991, 368	3, 862, 125	3, 862, 125	560, 000	1, 424, 000	24, 470, 000	248, 240	26, 702, 240	△245, 408	34, 310, 326
当	期	変	動	額										
	配当平	均積	立金の	取崩					△4, 000		4,000	-		-
	剰余	金	の配	当							△252, 008	△252, 008		△252, 008
	当其	月糾	利	益							942, 239	942, 239		942, 239
	自己	株式	の取	得									△22	△22
	自己	株式	の処	分							△3, 155	△3, 155	5, 960	2, 805
	株主 項目の 動	資事業額	: 以 外 :年度: (純 1	、の 中の 類)										
当	期変	動	額合	計	_	-	_	-	△4, 000	-	691, 075	687, 075	5, 937	693, 013
当	期	末	残	高	3, 991, 368	3, 862, 125	3, 862, 125	560, 000	1, 420, 000	24, 470, 000	939, 316	27, 389, 316	△239, 470	35, 003, 339

	評(一 換 算 差 額	等		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	170, 558	59	170, 618	13, 741	34, 494, 685
当 期 変 動 額					
配当平均積立金の取崩					-
剰余金の配当					△252,008
当 期 純 利 益					942, 239
自己株式の取得					△22
自己株式の処分					2,805
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△66, 105	△59	△66, 165	△651	△66, 816
当期変動額合計	△66, 105	△59	△66, 165	△651	626, 196
当 期 末 残 高	104, 452	-	104, 452	13, 090	35, 120, 882

⁽注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

はるやま商事株式会社

取 締 役 会 御中

京都監查法人

指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭一郎 印 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 髙 田 佳 和 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、はるやま商事株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有 効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討 することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、はるやま商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

はるやま商事株式会社

取 締 役 会 御中

京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭一郎 印業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 髙 田 佳 和 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、はるやま商事株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産 及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制課・内部監査室等の内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に 適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社 から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして 会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関 する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及 び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求 め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認 めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認 めます。

平成28年5月25日

はるやま商事株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤晃司

監 査 役(社外監査役) 熊 谷 茂 實 印

監 査 役(社外監査役) 中川雅文印

以上

(EII)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主のみなさまへの安定的な配当の維持、継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金15円50銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は252,093,457円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月30日といたしたいと存じます。
- 2. その他の剰余金処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目とその額 別涂積立金 600,000,000円
 - (2)減少する剰余金の項目とその額繰越利益剰余金600,000,000円

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、当(重要	社における地位及び担当な 兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	治 山 莊 史 (昭和39年12月22日生)	平成6年6月 平成6年11月 平成7年6月 平成7年7月 平成15年6月 平成23年7月 「重要な兼職の株式会社ミック	(現任)	2, 294, 072株
2	伊藤 草 (昭和29年11月9日生)	昭和52年4月 平成6年4月 平成8年4月 平成13年7月 平成16年4月 平成18年4月 平成20年5月 平成25年6月 平成28年4月	株式会社はるやまチェーン入社 同社新規事業部長 当社入社 地域部長 当社執行役員マネージャー 当社執行役員人事教育部長 当社執行役員店舗運営本部長 当社執行役員 当社取締役執行役員 当社取締役執行役員 当社取締役執行役員はるやま事業 部長(現任)	7,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	松 苗 良 成 (昭和53年10月12日生)	平成14年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現 森・濱田 松本法律事務所)入所 平成21年8月 漆間総合法律事務所(現 弁護士 法人漆間総合法律事務所)開業 代表社員(現任) 平成25年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 日本商業開発株式会社 社外取締役	-株
		株式会社ヘリオス 常務取締役	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 松田良成氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 松田良成氏は、主に弁護士としての専門的見地かつ客観的で広範な視野からの助言・提言をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年、社外監査役としての在任期間2年と合わせて3年となります。
 - 4. 当社は、松田良成氏との間に、会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、松田良成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本決議は、藤原準三氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締 役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重	、当社における地位要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
	昭和42年3月	岡山税務署勤務	
> 10	平成17年7月	広島国税局課税第一部次長	
**E から じゅん ぞう 藤 原 準 三	平成18年7月	広島東税務署長	-株
(昭和22年4月21日生)	平成19年8月	税理士登録 開業 (現任)	
	平成24年9月	当社監査役(平成25年6月辞任)	

- (注) 1. 当社は藤原準三氏との間に税務に関する顧問契約を締結しております。
 - 2. 藤原準三氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 藤原準三氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与したことはありませんが、主に税理士としての経験・知見を活かし、専門的かつ客観的で広範な視野から助言・提言をしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に当社の監査役であったことがあります。
 - 4. 藤原準三氏が監査役に就任することとなった場合には、会社法第427条第1項の損害 賠償責任の限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額 は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額となります。

第4号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償 割当ての件

当社は、平成25年6月27日開催の当社第39回定時株主総会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」(以下「現プラン」といいます。)について、株主の皆様にご承認いただきましたが、現プランの有効期限は本株主総会終結の時となっております。

当社は、現プラン更新後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、更新の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、本株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件に、「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)として更新することを決定しました。つきましては、当社定款第13条に基づき、本プランを利用するため、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、本プランを更新するにあたり、大量買付者出現時の手続きの明確化及び 形式的な文言の修正等を行っておりますが、実質的な内容に変更はございません。

1. 提案の理由

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当 社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値 ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるための取組みとして導入 しているものです。

当社は、当社株式等について大量買付や買収提案が行われた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の経営権の変動等に関わる大量買付や買収提案の判断については、最終的には株主総体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式等の大量買付や買収提案の中には、その目的等から判断して、株主の皆様や取締役会がその内容を検討し判断するために合理的に必要な情報や時間を提供することのないもの、買付条件等がその対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であるもの、あるいはその対象会社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠なステークホルダーとの関係を損なう意図のあるもの等、その対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくないことから、大量買付や

買収提案により当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性 も否定できません。

一方、当社の株式の状況は、当社役員及びその三親等以内の親族によって発行済株式の総数の46.2% (議決権割合46.8%) が保有されておりますが、このうち当社役員及びその直接支配が及ぶ関係者等による保有は34.9% (議決権割合35.4%) にとどまっております。その保有者の中には高齢の方もおり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が具体的に予想され、今後さらに分散化が進んでいく可能性は否定できないことから、必ずしも将来の安定性までも保証されるものではありません。また、当社の経営に関与していない創業者一族の当社株式に関する権利の行使については、それぞれ個人の判断のもとに行われており、かつ当社が関与・コントロールするものではありません。従って、当社の経営権の取得等を目的とした買収提案に際しても、買収者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もあります。さらに、当社の事業基盤を拡大するための店舗展開等により、その必要資金を資本市場から調達することも有力な選択肢であることから、その場合には、さらに当社取締役等の保有比率は低下し、当社株主構成が大きく変化することが予測されます。

また、紳士服専門店業界では、過去に業界再編の動きが活発化したこともあり、今後、会社との合意や株主の皆様の意思がまったく反映されないままに突然公開買付を行うような買収提案や、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するようなおそれのある買収提案がなされる可能性は否定できません。このような株主の皆様あるいは市場を混乱させるおそれのある大量買付や買収提案に備えて対策を講じておくことは、企業価値ひいては株主共同の利益確保のためのリスクマネジメントの一環として必要不可欠なものと考えております。

このような事情に鑑み、当社は、当社株式等の大量買付や買収提案が行われた場合、当該買付や買収提案に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するための必要な情報や時間を確保すること、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案すること等を可能とするための対応策が引き続き必要不可欠であると判断し、本プランを更新することといたしました。

2. 提案の概要

(1) 本プランの概要

本プランは当社株式等の20%以上を買収しようとする者が現れた場合に、 買収者に事前に情報提供を求める等、上記の1.「提案の理由」を実現す るための必要な手続きを定めております。 買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランの発動又は不発動が決議された場合に、当該決議以降に限り、当社株式等の大量買付等を行うことができるものとしております。

買収者が本プランに定めた手続きに従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等で、本プランに定める発動の要件を満たす場合には、当社は、買収者等(買収者及び一定の関係者)による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は 取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、当社経営陣 から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るも のとしております。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に 対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する行為もしくはこれに類似する行為又はその提案(当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「大量買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
- ②当社が発行者である株式等について、公開買付けを行う者の株式等所 有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる 公開買付け

大量買付等を行おうとする者(以下「大量買付者等」といいます。) は、予め本プランに定められる手続きに従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、大量買付等は実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

大量買付者等は、大量買付等の開始又は実行に先立ち、本プランの 手続きを遵守する旨の誓約及び大量買付者等の氏名又は名称、住所又 は本店所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内の連絡先、大量 買付等の概要等について日本語で記載した意向表明書を当社取締役会宛に提出いただきます。当社が、大量買付者等から意向表明書を受領した場合は、速やかに受領した事実及び必要に応じ、その内容について公表します。

(c) 大量買付者等に対する情報提供の要請

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会が認めた場合を除き、当該大量買付等の実施に先立ち、大量買付者等が当社に対して提供すべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを、当該大量買付者等に交付し、大量買付者等は、当該リストに従い本必要情報を日本語の書面にて提出いただきます。本必要情報の具体的な内容は、大量買付者等の属性及び大量買付等の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下の①から⑪のとおりです。

- ①大量買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、役員の氏名及び職歴等、当該大量買付者等による大量買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。)
- ②大量買付等の目的、方法及び内容(大量買付等の対価の価額・種類、 大量買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及 び買付けを行った後における株式等所有割合、大量買付等の方法の適 法性、大量買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。)
- ③大量買付等の買付対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯等を含みます。)
- ④大量買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- ⑤大量買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思 連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥大量買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- ⑦大量買付者等が大量買付等において取得を予定する当社の株式等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧大量買付者等による当社の株式等の過去の取得に関する情報
- ⑨大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、 資本政策、配当政策及び資産運用方針
- ⑩大量買付等の後における当社の株主、取引先、お客様、従業員その他 の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- 印 その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかに独立委員 会(独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については <別紙1>「独立委員会規則の概要」、本プラン更新時の独立委員会 委員候補の略歴等について<別紙2>「独立委員会委員候補の略歴」 に記載のとおりです。) へ情報を提供し、独立委員会は、受領後速や かに提供された情報の記載内容が本必要情報として十分であるか否か を検討し、その結果を公表します。独立委員会は当該提供内容が本必 要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者等に対し、 合理的な期限(原則として、当初本必要情報のリストの発送の翌日か ら起算して60日を上限とします。)を定めたうえ、自ら又は当社取締 役会を通じて、必要情報の追加提供を求めることがあります。この場 合、大量買付者等においては、当該期限までに、かかる必要情報を追 加提供していただきます。必要情報の追加提供を要請したにもかかわ らず、大量買付者等から当該情報の一部について提供がない場合にお いて、例えば、大量買付者等の買収戦略上自発的に情報開示を行うこ とが困難であること等、大量買付者等から当該情報の一部が提供され ないことについての合理的な説明がある場合には、本必要情報が全て 揃わなくても、大量買付者等との情報提供に係る交渉等は打ち切り、 その旨を公表するとともに、後記(d)の大量買付等の内容の検討を開 始する場合があります。

- (d) 大量買付等の内容の検討・大量買付者等との交渉・代替案の検討
 - ①当社取締役会による大量買付等の内容の評価・検討

当社取締役会は、大量買付者等からの必要かつ十分な本必要情報の 提供が完了した後、独立委員会が提出期限を定めた場合はその期限までに、外部専門家の助言も受けながら大量買付等の内容を検討し、そ の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同 じとします。)を慎重に取りまとめ、公表するとともに、独立委員会 に対してその根拠資料を付して提出するものとします。また、自ら又 は独立委員会からの要請に応じ、大量買付者等との間で大量買付等に 関する協議・交渉を行うとともに、当社取締役会としての代替案を提示することがあります。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、大量買付者等からの本必要情報の受領が完了した日の翌日を起算日として、大量買付等が現金(全額円貨)を対価とする公開買付けによる当社全株式等の買付けの場合は最長60日間、それ以外の大量買付等の場合は最長90日間の検討期間(以下、「独立委員会検討期間」といいます。)を設定し、当該検討期間内において大量買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、大量買付者等の大量買付等の内容、大量買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大量買付等の内容を改善させるために必要であれば直接又は間接に、大量買付者等と協議・交渉等を行い、代替案の提示を当社取締役会に促すものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資することを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

大量買付者等は、独立委員会が直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会による勧告

独立委員会は、上記の手続きを踏まえ、以下のとおり、当社取締役 会に対する勧告等を行うものとします。

①大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当該大量買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

②大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告します。

但し、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、 以下(3)の発動事由2に掲げる事由等により、当該大量買付等が当社 の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる 買付けであり、かつ本新株予約権の無償割当ての実施が相当であると 判断する場合には、例外的措置として、本新株予約権の無償割当ての 実施を勧告する場合があります。

なお、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動の勧告をした後でも、 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者 等による大量買付等が、以下(3)の発動事由2に掲げる行為等が意図 されており、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうもので あると認められ、かつ本新株予約権の無償割当ての実施が相当である と判断するに至った場合には、これを当社取締役会に勧告することが できるものとします。

③独立委員会が検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間満了時までに、本新株予 約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない合理的な 理由がある場合のみ、独立委員会は、当該大量買付者等の大量買付等 の内容の検討・当該大量買付者等との交渉・代替案の検討等に必要と される合理的な範囲内(30日を上限とします。)で、独立委員会検討 期間を延長することができるものとします。その場合は、具体的延長 期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知す るとともに、株主の皆様に開示いたします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等(本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。)に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

(g) 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記(f)の手続きに従い対抗措置の発動を決議した 後又は発動後においても、(i)買付者等が大量買付等を中止した場合 又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等 に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上 という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至っ た場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとしま す。

(h)情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続きの進捗状況(意向表明書が

提出された事実、本必要情報が提供された事実、独立委員会の検討期間が開始した事実等)又は意向表明書、本必要情報、当社取締役会の意見、独立委員会の勧告、当社取締役会決議等の内容の全部又は概要、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と考える事項について適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は下記のとおりです。なお、上記(2)本プランに係る手続き(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

発動事由1

本プランに定められた手続きに従わない大量買付等であり(大量買付等の 内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされな い場合を含みます。)、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが 相当である場合

発動事由2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益 に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付等である場合
 - ①真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて、その株式等を当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに大量買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③当社の資産を大量買付者等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのある大量買付等である場合
- (c) 大量買付等の条件(対価の価額・種類、大量買付等の時期、方法の適法性、実現可能性又は大量買付等の後の経営方針・事業計画、及び当社の他の株主、お客様、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適当な大量買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のお客様、取引先、 従業員等との関係を破壊しその結果、当社の企業価値ひいては株主共 同の利益の確保又は向上を著しく妨げる大量買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、 以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会における決議(以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数 本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」 といいます。) は、原則として1株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株あたりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者、(IV)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者(以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適

格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することはできません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を 要します。

- (i) 当社による本新株予約権の取得
 - ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - ②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が別途定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとしその後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約 権の交付

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無 償割当決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本株主総会終結後3年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

3. 株主及び投資家の皆様等への影響

(1) 本プランへの更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続き

当社取締役会において、本新株予約権無償割当決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当ての対象となった株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権者となるため、申込の手続き等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、 例えば、大量買付者等が大量買付等を撤回した等の事情により、本新 株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までにおいては本新株予約 権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生 日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を当社が無 償にて取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株 式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った株主及 び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があり ます。

(b) 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類(株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個あたり1円を下限に当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることになります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨を決定した場合、 法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、 非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換え に当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様 は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株 予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1 株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株 主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明 保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓 約書をご提出いただくことがあります。

なお、当社は、本新株予約権無償割当決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について別途規定する場合には、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当ての方法、行使の方法及び当社による取得の方法 の詳細につきましては、本新株予約権無償割当決議において決定した 後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容 をご確認ください。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は、取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当 社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外 有識者の中から、取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載する事項について決定を行い、その決定内容 と理由を付して取締役会に勧告するものとする。
 - ①本新株予約権無償割当ての実施又は不実施
 - ②本新株予約権無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③その他取締役会が独立委員会に諮問した事項 取締役会は、独立委員会が勧告をした場合、その勧告を最大限尊重して、最 終的な決定を行うものとする。
- ・独立委員会は、上記のほか以下の各号に記載される事項を行うものとする。
 - ①大量買付者等及び取締役会が独立委員会に提供すべき情報内容とその回答期限の決定
 - ②大量買付者等の大量買付等の内容の精査・検討
 - ③取締役会に対する代替案の提出の要求
 - ④独立委員会検討期間延長の決定
 - ⑤本プランの修正又は変更の承認
 - ⑥その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑦取締役会において別途独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・独立委員会は、提供された情報の内容が本必要情報として不十分であると判断 した場合には、合理的な期限を定めたうえ、大量買付者等に対し必要情報の追加提供を求める。
- ・独立委員会は、大量買付者等からの本必要情報の提供が完了した場合、取締役会に対しても所定の期間内に、大量買付者等の大量買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から大量買付等の提案内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、大量買付者等と協議・交渉を行うものとし、株主等に対する代替案の提示等を取締役会に促すものとする。
- ・独立委員会は、当社の費用で独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、 公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得る ことができるほか、かかる第三者を独立委員会に出席させ、発言を求めること ができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として独立委員会委員全員が出席し、その過半数を もってこれを行う。

以上

独立委員会委員候補の略歴

本プランへ更新後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

記

熊谷 茂實(くまがい しげみ)

昭和9年2月24日生 当社社外監査役

平成2年7月 広島国税局直税部次長

平成3年7月 岡山東税務署長

平成4年7月 広島国税局徴収部長

平成5年7月 税理士登録開業(現任)

平成17年6月 当社監查役就任(現任)

平成19年5月 当社独立委員会委員就任 (現任)

熊谷 茂實氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。また、当社は、東京証券取引 所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。同氏と当社の間には特別の利害関係はあ りません。

松田 良成(まつだ よしなり)

昭和53年10月12日生 当社社外取締役

平成14年10月 弁護士登録

平成14年10月 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所

平成21年8月 漆間総合法律事務所(現 弁護士法人漆間総合法律事務所)

開業

代表社員 (現任)

平成25年6月 当社監査役就任

平成25年6月 当社独立委員会委員就任 (現任)

平成27年6月 当社取締役就任 (現任)

松田 良成氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

石井 克典(いしい かつのり)

昭和46年1月31日生

平成12年10月 弁護士登録

平成12年10月 太陽綜合法律事務所入所

平成18年5月 石井克典法律事務所開所 (現任)

平成19年5月 当社独立委員会委員就任 (現任)

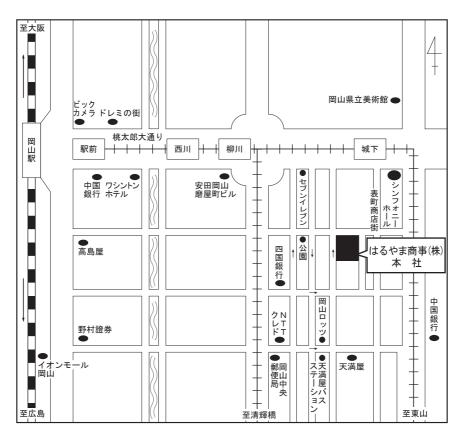
石井 克典氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

以上

メ モ	

.....

株主総会会場ご案内図



会場 岡山市北区表町一丁目2番3号 当社本社4階会議室 交通 JR岡山駅より徒歩約15分

天満屋バスステーションより徒歩約10分